

富士教育訓練センターの
LGBTQ 等に関する対応ガイドライン
(第 1 版)

職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会

令和 5 年 1 2 月 1 日

目 次

I 基本理念	1
II 現状での訓練センターにおける具体的対応と方針	
1. 訓練生に関する氏名・性別の情報とその管理について	2
2. 職業訓練における講義および実習などについて	3
3. 生活について	3
4. 講師・職員の名前と性別の変更について	3

富士教育訓練センターの LGBTQ 等に関する対応ガイドライン

Ⅰ. 基本理念

富士教育訓練センター（以下、訓練センターという）は、「ものづくりは人づくりから」という強い信念に基づき職業訓練を実施しています。この信念のもと、建設業に携わる社会人の職業訓練機関として、倫理教育にも力を注いでおります。その中で人種、性別、性的指向、性自認など、訓練生の持つ多様性を平等に尊重すること、多様な個性を持つ訓練生を優れた技術者・技能者として輩出することで持続可能な建設業界の発展に貢献することを重要な一つの使命としています。

当訓練センターは、さまざまな個性を持つ訓練生・講師・職員（パート・アルバイト・契約職員等を含む。以下同じ）すべてが尊重される職業訓練環境を確保する責任があると考えます。L G B T Q 等（Lesbian・Gay・Bisexual・Transgender 及び Queer/Questioning などを含む）について、以下の方針のもとに一人一人の個性が尊重され、存分に職業訓練に集中できる環境整備に取り組めます。

基本理念を実現するための三ヶ条

一. 性の多様性を尊重すること

すべての訓練生・講師・職員の人権・人格及び性の多様性を尊重し、性別や性的指向、性自認を理由とした差別が行われることがないよう環境整備に取り組めます。

一. 当事者の自己決定を尊重すること

性自認や性的指向に関わる情報やその開示・非開示は、当事者の意思により決定されるものであり、他者から不当に侵害されてはならず、当事者の決定を尊重します。また、個人情報の保護を徹底し、アウティングの予防に努めます。

一. 職業訓練の妨げを取り除き、平等な環境整備に努めること

多様な性の考え方、性自認をもつ訓練生・講師・職員が、そのことを理由に職業訓練が阻害されず、平等に訓練センターでの職業訓練及び寮生活などが送れるよう合理的な範囲で取り除き、環境整備に取り組めます。

II. 現状での訓練センターにおける具体的対応と方針

訓練センターでは男女別に利用して頂く生活環境において、いまだに慣例的な社会一般としての概念と乖離があると考えています。報告なく当事者の判断による行動が、他の訓練生、派遣事業主・講師・職員との信頼関係に支障がでることが予想されますので、事前の報告をお願いします。また、性自認において報告が無い場合は、一般的な対応をお願いします。

なお、違反した場合に想定される賠償責任等の諸問題については、当事者あるいは派遣事業主が負うことがあります。

1. 訓練生に関する氏名・性別の情報とその管理について

① 情報の管理について

訓練センターにおける訓練生の氏名や性別などの情報の取扱いは、厳重に管理し、講義や寮生活において必要な場合は、当事者の承諾に基づき、関係する職員（校長・総務部長・担任・施設担当者・事務所担当者）と共有します。職員は、その内容を決して口外せず、他に情報が漏れないように注意します。ただし、緊急時（事故、急病等）には訓練センターの判断のもとで行政機関等への情報を提供する場合があります。

② 氏名の変更

訓練センターにおける訓練生の氏名の取扱いは、受講者管理システム・受講者名簿上の表記に基づき取り扱われます。受講者管理システム・受講者名簿の氏名の表記は本名（戸籍上の氏名）を原則としており、技能講習修了証や特別教育修了証など公的資格付与や修了証書に関連する事務処理上の書類に関係しています。それらに関連しない部分や一部緩和された部分については柔軟に対応しています。訓練生が自認する性に基づく通称名の使用を希望する場合、訓練生本人からの申し出が必要ですが、所定の手続きを経たうえで当該通称名の使用が認められた場合、訓練センター内において、自認する性に基づく通称名を使用することが可能です。

注）※訓練センターが発行する書類の氏名の記載については、可能な範囲で柔軟に対応します。例えば日中については、名札を左胸に付けることを義務付けておりますが、その名札などが代表例です。ただし、技能講習修了証については、通称の併記となります。「技能講習受講申込書・修了者台帳」に、通称を記入してください。

ただし、自認する性に基づく通称名を使用することにより訓練センターが意図せず、あるいは想定外の事象による不利益が生じた場合は、当事者の責任において対応していただくことになります。

③ 性別の変更

戸籍上の性別の変更があった場合、訓練生本人からの申し出により、受講者管理システム・受講者名簿上の性別を変更します。

④ 性別情報の扱い

当事者の意図しない形で当事者の性別情報が公表されることがないよう、慎重に取り扱います。

訓練生・講師等に配布・掲示する名簿等には、原則として性別欄を設けません。

⑤ 訓練センターが発行する修了証書等の性別記載

訓練センターが発行する修了証書等には、特に必要なもの以外は性別の記載はしません。

⑥ 訓練センターに提出する書類における性別情報の記入

訓練センターに提出する受講申込書等の諸書類の様式について、特に必要と認められるもの以外は、性別欄を設けないこと又は記入を要しないこととしています。

2. 職業訓練における講義および実習などについて

① 講義および実習

性別で区別した活動は、特に必要な場合以外は行わないこととしています。

② 更衣室使用

訓練生用の更衣室は特にありません。基本的には宿泊室にて着替えをしていただきます。外部宿泊の場合は別途ご相談ください。

③ グループ分け

訓練生のグループ分けにおいて、性別でのグループ分けが不必要に行われることがないよう周知を図っています。

④ 呼称

講義等における呼称は、名札に記載された氏名に準じます。講師には、訓練生に対する呼称を性別で使い分けず、統一することを推奨しています。

3. 生活について

① 訓練生寮

訓練センターには、訓練生寮がありますが、男女別にエリア分けがされており、風呂トイレ付きの個室はありません。かつトイレや浴室等の設備が男女別に共用になります。訓練生寮の入寮については、状況によりすべてのご希望に添えるとは限りませんが、事前にご相談いただくことでできる限りの対応をさせていただきます。

※訓練センターでは、男女別エリアの利用は性自認に関わらず戸籍上の性別にて管理することを基本としており、特に入浴についてはユニットバスの利用となります。

② 多目的トイレ

訓練センターには訓練センター内に誰でも使用できる多目的トイレの設置があります。

4. 講師・職員の名前と性別の変更について

① 名前の変更

戸籍名を原則としていますが、旧姓の使用は可能です。現在は通称名の使用は認めておりません。なお、戸籍上の名前・性に変更された場合は、総務部へご連絡ください。

② 性別情報の取扱い

訓練センターでは性別情報の取扱いを慎重に行い、当事者の意図しない形での公表を避けます。

③ 福利厚生や人事制度に関する相談

妊娠・出産・育児休暇などの制度は性別によって利用できる制度が異なることがあります。それぞれの制度の利用について、ご不明な点がある場合は、総務部に相談してください。

④ 訓練センターでは、性的マイノリティを理由に人事においていかなる差別もしません。

附 則

この対応ガイドラインは、社会情勢や法改正等により、内容を随時変更いたします。

令和5年12月 1日 制定（第1版）

個別の相談内容の具体的な対応方法等については、それぞれのケースによって異なりますので、本ガイドラインでは記載せず、個別に相談を受け付け、必要に応じた対応をいたします。
性自認を偽って入校するいわゆる「なりすまし」が発覚した場合、入校規則に基づき退校とします。

【参考】

性的指向や性自認に関する表現についての配慮が重要です。

以下は、日常の言動での注意点をまとめたものです。

●対応の基本●

- ・個々の性的指向や性自認の多様性を尊重することが大切です。
- ・偏見や既成の考えにとらわれないように努めましょう。
- ・性別や関係性を固定した表現を避けましょう。

●性を限定した発言の変更●

- ・性別や関係性を決めつける表現を避け、より包括的な表現を使用しましょう。
- ・異性との関係を前提としないようにすることが大切です。パートナーが異性であるとは限らないということを意識しておきましょう。

例えば、

- ×「旦那様」「奥様」「彼氏」「彼女」
- 「配偶者」「パートナー」「お連れ合い」「恋人」「お相手」

- ・男性や女性は「こうあるべき」という固定観念に基づく表現も避けることが大切です。

例えば、

- ×「男らしい」「女らしい」
- 「〇〇さんらしい」

- ×「男なのに」「女なのに」「女だてらに」「男勝り」「男顔負けの」「女性ならではの感性」「女らしい気配り」「男らしい決断」「女々しい」
- 使わない

●避けた方がよい言葉や概念●

- ・歴史的に侮蔑的な意味合いのある言葉や、時代に合わない表現を避けましょう。
- ・「ホモネタ」「レズネタ」等の差別的表現は、たとえ場の雰囲気や和ませるジョークのつもりでも、使ってはいけません。
- ・当事者や親族の中に性的マイノリティがいる人にとっては、大きな精神的苦痛となります。

例えば、

- ×「性転換手術」
- 「性別適合手術」

×「オカマ」「オナベ」「レズ」「ゲイ」「ホモ」「オネエ」「ノーマル」「アブノーマル」
「あっち系」「そっち系」

○使わない

- ・ 固定的な性別役割分担意識を前提とした日常会話は、相手の価値観を否定することにもなりかねません。また、恋愛や結婚を話題にすることはプライベートに他人が踏み込むという意味においても不適切です。さらに、恋愛や結婚が男女間のものであることを前提とした会話では、性的マイノリティに苦痛や不快感を与えることにつながります。無意識のうちに自分の価値観を押し付けるような会話にならないように注意しましょう。

例えば、

- ×「彼氏（彼女）はいないの？」
- ×「なんで結婚しないの？」「早く結婚した方がいいよ。」
- ×「男のくせに根性がない。」「女には仕事を任せられない。」

●カミングアウトとアウトイング●

- ・ カミングアウトとは、公にしていなかった自分のセクシュアリティ（性的指向や性自認など）に関する情報を他人に伝えることをいいます。するかしないか、誰にするか、いつするかなどは本人の決めることであり、他人が強要するものではありません。
カミングアウトされた場合は、勇気を出して話していることを理解し、肯定的に受け止めましょう。
- ・ アウトイングとは、人のセクシュアリティ（性自認や性的指向など）を、当事者の許可なく他の人に言いふらしたり、SNS などに書き込み暴露することをいいます。
アウトイングはプライバシーの侵害であり、命を落としている人もいる重大な問題です。たとえ、相手を思っている行動だったとしても、本人の許可なく他の人に話すことは、絶対にしてはいけない行為です。アウトイングしないため、誰が知っているのか、誰になら伝えてもいいのかを確認することが大切です。

例えば、

- ×「〇〇さんって、ゲイ（レズ）なんだって」
- ×「〇〇さんがゲイ（レズ）だっていうことを、皆に伝えて過ごしやすくしてあげたよ！」